

福祉のまちづくり条例

バリアフリー新法は2,000㎡以上の建築物や公共交通機関に対するバリアフリー化を義務付ける法律である。それをさらに強化する法規として、各都道府県が制定する条例がある。それが「住みよい福祉のまちづくり条例」である。名称は都道府県によって異なり、統一されていない。今回は奈良県事例で紹介したい。

1990年に制定されたアメリカの障害者差別禁止法（Americans with Disabilities Act of 1990. 通称 ADA）の影響を受けたわが国は、その後まちづくりにおけるバリアフリー化を目標に掲げ、1994年にハートビル法、その後交通バリアフリー法、バリアフリー新法を制定し、すべての人が利用可能なまちづくりを推進している。それをさらに各都道府県が「住みよい福祉のまちづくり条例」を制定し、バリアフリー化を補完している。「ノーマライゼーション」の理念を具現化するうえで、この条例が果たす役割は大きい。

最近のまちづくりの流れは、障害者だけにとどまらず、子どもから高齢者までさまざまな世代を利用者の対象としている。加えて、公共空間のバリアフリー化だけではなく、共生社会構築に不可欠な要素である市民意識の向上、健康、福祉システムの整備などそれらを含めた総合的なまちづくりを目指すように作られたのがこの条例である。

設置基準の対象となる施設は、不特定かつ多数が利用する行政の各種施設をはじめ、学校、病院、郵便局、火葬場、物品販売を営む店舗、飲食店、劇場、映画館、ボーリング場、スポーツ施設、共同住宅、道路、そのほかに公園及び駐車場などを対象施設としている。建築基準については、それぞれの施設の用途によって異なるが、障害者、高齢者が利用できるよう配慮することが定められている。この条例でバリアフリー化が義務付けられている公的施設の一つに「神社、寺院又は教会」というものがある。宗教法人格を有する宗教施設は不特定多数を対象とする公的施設なのである。しかし、条例でバリアフリー化を義務付けられているにもかかわらず、現実にはバリアだらけの宗教施設は数多く存在する。

いっぽう、この条例は建築物の技術的部分においても細かく基準が設けられている。具体的には建物の誘導サイン、案内板、カウンター、電話ボックスの位置、更衣室の間取りなど広範囲にわたってその内容を定めている。

バリアフリー新法では適合基準である2,000㎡以上の建築物をバリアフリー化の対象としたが、この条例は日常生活に密着したコンビニや歯科医院などの施設もその対象となっている。ここに条例の制定意義、果たす役割がある。そのほか、道路、路外駐車場、都市公園などを新設および改築する場合にもそれぞれバリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合が義務付けられている。既存の施設については、基準適合への努力義務が課せられている。

福祉のまちづくりの課題

1994年に制定された「高齢者、身体障害者等が円滑に利用

できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」をはじめ、その後の交通バリアフリー法、バリアフリー新法や福祉のまちづくり条例は障害者の自立生活を具現化する施策の一つであり、今日までまちづくりの上で大きな役割を果たしてきた。バリアフリー化を公共施設に義務付け、それによって障害者の社会生活を可能にしたのである。

その施設のありようも、1980～1990年代は、主に車いす使用者を対象としたが、2000年以降はわが国の高齢社会を背景に利用対象者の枠も拡充している。障害者の対象も、身体障害者だけでなく、知的障害者、精神障害者、発達障害者などすべての障害種別を含めた対象となっている。

1970年代に始まった車いす当事者による福祉のまちづくり運動は、わが国の社会構造を変革させる社会運動でもあった。バリアフリーのまちづくりは今や社会における認知度も高く、施設設置は普遍化したものとなっている。

「車いすで利用可能なトイレを東北新幹線の仙台駅に」という設置運動に始まり、今では公的施設はバリアフリーを義務化する時代となった。1970年代の当時のまちづくりを知る者には隔世の感がする今日である。多くの人々の知恵と合力によってまちを変え、社会を変革し、障害者の生活を変えたのである。バリアフリー化が当たり前になったわが国では設置基準を満たさない建築物には許可を与えないことになっている。

しかし、まだまだ福祉のまちづくりは十分なものではなく、道の途上である。「福祉のまちづくり」が目標とする障害者の全人格的復権を目指すところまでには至っていない。障害者の社会生活を保障する構造的、物理的まちづくりのあり方は年々整備されてきてはいるものの、まだそれぞれに「点」としての存在なのである。現在の福祉のまちづくりは点と点を結ぶ、日常生活上の有機的な「線」にはなっていない。

筆者は車いす使用者である。日頃、日常生活に密着した各種の施設を利用するが、まだまだバリアだらけの施設も多く、今後の課題も大きい。福祉のまちづくり条例の規制も身近な生活施設である個人商店や飲食店などの施設には適応しておらず、物理的バリアは依然多く存在する。すべての人のための社会づくりを目指す上で、福祉のまちづくりの現状は不十分であり、規制力を高めるための関連法や条例の見直しが必要である。

住みよい福祉のまちづくり条例は、冒頭に述べたように「共生社会構築に不可欠な要素である市民意識の向上」も目標にしている。しかし、2013年4月から5月に広島で開催された「第26回全国菓子大博覧会」ではバリアフリーの会場であるにも関わらず、電動車いす使用者に入場制限をかけ大問題となった。また車いす使用者では超有名人である乙武洋匡氏が、東京の人気レストランで「車いすだから」という理由で入店を拒否されたというニュース（5月19日）が流れた。

障害者の社会参加を目標に多くの人々の知恵と努力によってバリアフリー化を義務付ける時代であるにもかかわらず、いっぽうではいまだに車いすを理由に拒否するような障害者問題が各地で生起している。福祉のまちづくりの課題は山積みである。